

大洲市肱南地域交流センター条例

(設置)

第1条 地域住民の相互交流の促進を図るとともに、地域コミュニティ活動や肱南地区の交流人口増加に向けた賑わいを創出するため、大洲市肱南地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大洲市肱南地域交流センター	大洲市大洲1番地5

(施設)

第3条 地域交流センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大洲市コミュニティセンター条例（令和5年大洲市条例第31号）に定める肱南コミュニティセンター
- (2) 大洲市地域交流拠点施設しろしたテラス（以下「しろしたテラス」という。）

2 地域交流センターは、第1条に規定する設置の目的を達成するため、前項第1号及び第2号に掲げる施設が相互に連携を図るものとする。

(管理)

第4条 前条第1項第1号に掲げる施設の管理に関し必要な事項は、同号に規定する条例の定めるところによる。

2 前条第1項第2号に掲げる施設の管理に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

3 しろしたテラスの管理は、大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年大洲市条例第76号）第15条において適用する同条例第7条第1項の規定により、大洲市教育委員会（以下「教育委員会」とい

う。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(業務)

第5条 教育委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) しろしたテラスの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持及び管理に関する業務
- (3) カヌー及びしろしたテラスを活用した地域住民の交流並びに地域活性化事業に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、しろしたテラスの運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 市長は、施設等の利用にかかる料金(以下「使用料」という。)の収受に関する業務を行うものとする。

(開館時間等)

第6条 しろしたテラスの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、しろしたテラスへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、しろしたテラスの管理上支障があると認めるとき。

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 教育委員会は、しろしたテラスの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがあると認めるとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (5) しろしたテラスの管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会がその利用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第10条 施設等の使用料は、別表のとおりとする。

2 利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第11条 公用若しくは公益事業のため施設等を利用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が利用の日の前日までに変更又は取消しを届け出たとき。

(目的外利用等の禁止)

第13条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会がその利用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定により利用の許可の取消し等をした場合において、利用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(設備の承認及び原状回復の義務)

第15条 利用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により設備又は装飾をしたときは、利用者は利用の後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときも同様とする。

3 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行してその費用を利用者から徴収する。

(費用負担及び損害賠償)

第16条 利用に関する一切の費用は、利用者が負担する。

2 利用者の責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者においてその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 第4条第3項の規定によりしろしたテラスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、しろしたテラスの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

2 第4条第3項の規定によりしろしたテラスの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第7条から第11条まで、第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第18条 第4条第3項の規定によりしろしたテラスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入として収受させることができる。この場合における第5条第2項、第11条及び第12条の適用については、これ

らの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 しろしたテラスに係る指定管理者の指定、利用の許可その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(大洲市カヌー艇管理条例の廃止)

- 3 大洲市カヌー艇管理条例（平成17年大洲市条例第133号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の大洲市カヌー艇管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第10条、第18条関係）

施設等		利用区分	利用単位	使用料
ホール		1室	1時間	200円
オープンカウンター		1台	1時間	100円
ミーティングルーム		1室	1時間	100円
オープンテラス		無料。ただし、占有する場合にあっては、以下のとおりとする。		
		全体占有	2時間	3,000円
		1㎡	1時間	100円
カヌー	艇長5メートル未満	1艇	1月	700円

艇庫			年間	5, 8 0 0 円
	艇長 5 メートル以上	1 艇	1 月	1, 5 0 0 円
			年間	1 2, 6 0 0 円
シャワー		1 人	1 回	2 0 0 円
カヌー艇		1 艇	1 時間	3 0 0 円

備考

- 1 ホール、ミーティングルーム及びオープンテラスに係る使用料については、次のとおりとする。
 - (1) 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として利用する場合の使用料は、当該利用施設の使用料の額に3を乗じて得た額とする。
 - (2) 住所（団体又は法人にあっては、その所在地）が市外である者が利用する場合の使用料は、当該利用施設の使用料の額に10分の15を乗じて得た額とする。
 - (3) ホール及びミーティングルームにおいて冷暖房を使用する場合は、当該利用施設の使用料の額に10分の5を乗じて得た額を加算する。
- 2 利用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とする。
- 3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

○大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年1月11日

大洲市条例第76号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせるもの（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする団体を公募しなければならない。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格（以下「申請資格」という。）
- (3) 申請受付期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (9) その他市長が別に定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理業務の計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が別に定める書類

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長は、前条の規定に基づく申請をした団体（以下「申請者」という。）があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、施設の管理を行うに最も適当と認める団体を、指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保

できる見込みがあること。

(4) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(5) その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

(指定管理者の選定の特例)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないとき。

(2) 第3条の規定による申請がなかったとき。

(3) 前条各号のいずれにも該当する申請者がなかったとき。

(選定結果の通知)

第6条 市長は、第4条又は前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の計画書に記載された事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 指定期間に関する事項

(4) 本市が支払うべき管理費用に関する事項

(5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(6) 事業報告に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(8) その他市長が別に定める事項

(変更の届出)

第9条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、その事実を証する書類を添付して、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当したときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者

に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 第8条第1項に規定する協定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の提出)

第11条 指定管理者は、事業報告書を毎年度終了後30日以内に作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その処分の日から起算して30日以内に当該年度の当該処分日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第12条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは管理の業務の停止を命ぜられたときは、当該施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備に損害を与えたときは、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(教育委員会所管の施設への適用)

第15条 教育委員会が所管する公の施設に係るこの条例の適用については、第2条から前条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大洲市公の施設に係る指定管理者手続に関する条例(平成16年大洲市条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年3月30日大洲市条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(大洲市情報公開条例の一部改正)

- 2 大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第25条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関して保有する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、文書の開示及び提供が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(大洲市個人情報保護条例の一部改正)

- 3 大洲市個人情報保護条例（平成17年大洲市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「委託しようとするとき」の次に「又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に当該事務を行わせようとするとき」を加え、同条第2項中「受けたもの」の次に「及び指定管理者」を加え、同条第3項中「又は従事していた者」を「若しくは従事していた者又は指定管理者が行う業務に従事している者若しくは従事していた者」に改める。

第49条中「第11条第2項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者」を「第11条第3項に規定する者」に改める。

第50条中「公文書」の次に「（指定管理者が保有する文書等を含む。）」を加える。

(肱南憩いの里条例の一部改正)

- 4 肱南憩いの里条例（平成17年大洲市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第6条中「指定手続」を「指定手続等」に改める。

○大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年3月31日

大洲市規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年大洲市条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、条例第2条に規定する公募を行うときは、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 大洲市公告式条例（平成17年大洲市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示板への掲示
- (2) 市の広報への掲載
- (3) 市の公式ホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(申請書等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第3条第2号に規定する管理業務の計画書は、様式第2号のとおりとし、同条第3号に規定する管理に係る収支計画書は、様式第3号のとおりとする。

(通知)

第4条 条例第6条に規定する通知は、指定管理者選定結果通知書（様式第4号）によるものとする。

(指定の取消し等)

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消し等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第6条 条例第11条に規定する事業報告書は、様式第6号のとおりとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月22日大洲市規則第25号）

この規則は、平成23年6月22日から施行する。

附 則（平成25年1月21日大洲市規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月23日大洲市規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。